



あたごふれあい人権文化センターだより

2024年12月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」
に関するご意見・ご要望をお寄せください。

「誰か」のこと じゃない。

人権週間
12月4日～10日

いじめや虐待、性被害等の子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や差別、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

これらの問題の解決には、私たち一人ひとりが様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。

昭和23(1948)年12月10日、国際連合第3回総会において、「世界人権宣言」が採択され、その日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

世界人権宣言

世界人権宣言とは、すべての人間が生まれながらにして基本的自由を有し、尊厳と権利について平等であることをうたった宣言です。正式名称を「人権に関する世界宣言」といい、法的拘束力はありませんが、すべての人が享有すべき市民的、政治的権利を規定しています。以下のような権利が含まれています。



自由と平等	すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等です。
生命、自由、安全	すべての人は生命、自由および身体の安全に対する権利を有します。
奴隷制の禁止	何人も奴隷にされることはなく、奴隷制度および奴隷売買はすべての形態で禁止されています。
拷問の禁止	何人も拷問や残虐な、非人道的な、もしくは屈辱的な取扱いを受けることはありません。
法の下での平等	すべての人は法の下において平等であり、差別なしに法の平等な保護を受ける権利を有します。

(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



世界人権宣言後も続く人権侵害

「人権」とは、自分らしく生きる権利が生まれたときから誰にでもあるということです。多様性という言葉がよく使われるようになっていますが、一人ひとりがお互いの違いを受け入れたり認め合ったりすることが大切なのです。

しかし、実際には世界のいたるところで、さまざまな原因によって基本的権利が尊重されず、人権侵害が横行しています。

【紛争によって侵害される人権】

今も世界各地で紛争が起きており、多数の人権侵害が報告されています。紛争によって大勢の人々が住む場所を失い、自由に生きる権利が脅かされています。故郷を追われた人々は失業し貧困状態に陥り、家族の1日の食事をまかなうことにも困る生活を続けています。また、紛争により多くの学校が休校となったり、校舎が攻撃によって破壊されたりすることで、子どもたちの教育を受ける権利と機会が奪われています。



【差別によって侵害される人権】

世界人権宣言の前文では、男女が同等の権利を有することについても言及しています。しかし、ジェンダーによる差別が、女の子が教育を受ける権利を侵害している事例は後を絶ちません。たとえば、子どもの権利侵害のひとつである早すぎる結婚(児童婚)は世界のさまざまな国や地域で広くみられ、特に南アジアやサハラ以南のアフリカで顕著です。児童婚をした女の子の多くは教育をあきらめざるを得ず、自立の機会を失うこととなります。



私たちができること

人権週間を通じて、私たち一人ひとりがどのように人権を尊重し、守っていきけるのかを考えることが重要です。まずは、日常生活の中で他者を思いやる行動を心がけることから始めましょう。例えば、周囲の人々に対して優しさや配慮を持って接することや、固定的観念に疑問をもつことなどで、少しずつでも人権意識を高めることができます。



また、地域社会においても人権を守るための活動に参加することが大切です。ボランティア活動や地域のイベントに参加することで、他者とのつながりを深め、人権問題についての理解を広げることができます。こうした活動は、自分自身の成長にもつながり、より良い社会を築くための一助となるでしょう。

私たちができることは多くあります。人権週間を機に、ぜひ自分自身の行動を見直し、少しずつでも人権を尊重する社会を築いていくために努力していきましょう。

(参考 法務省ホームページ他)

12月のあたごふれあいサロン

日時：12月25日(水) 13:30~

内容：正月用門松づくり

講師：荒金 豊さん

参加費：1,000円程度

準備するもの：軍手、移植ゴテ

※参加される方は、12月9日(月)までに、あたごふれあい人権文化センター(☎28-5440)へお申し込みください。



(作品例)
※当日の作品とは異なります。

年末年始の休館について

12月28日(土)~1月5日(日)まで休館いたします。

1月6日(月)9時から平常どおり開館いたします。

